

平成19年2月22日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
日本レジデンシャル投資法人
執行役員 西村 賢
(コード番号：8962)

投資信託委託業者名
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山内 章
問合せ先 取締役 高野 剛
(TEL：03-5251-8528)

投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可取得に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者であるパシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日付で、金融庁より投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第10条の2の規定に基づく業務の方法の変更に関する認可を取得しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当該認可申請につきましては、平成18年8月28日付「投資信託委託業者における業務の方法の変更の認可申請に関するお知らせ」において公表しております。

記

1. 資産運用会社の業務方法書の主な変更内容

(1) 第2条 運用を行う資産の種類

本投資法人の投資対象である不動産等及び不動産対応証券について、資産運用会社が運用を行う資産の種類を一部追加して整理するとともに、本投資法人が投資する不動産等に付随して取得する可能性のある金銭債権、動産、商標権、その他の資産を資産運用会社が運用を行う資産の種類に追加しました。

(2) 第22条 経理処理

資産運用会社が経理処理を行う際に準拠すべき法令として、商法を会社法に変更しました。

また、上記の変更のほか若干の字句の修正を行いました。

2. 認可申請日

平成18年8月28日



日本レジデンシャル投資法人

3. 変更の理由

株式会社東京証券取引所が定める「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正（平成16年10月1日付施行）や投資信託協会規則の不動産投資法人に関する規則等の改定に対応して、本投資法人の主要投資対象資産について全体的な整理を行い、それに伴い、資産運用会社が運用を行う資産を追加するものです。

また、会社法の施行（平成18年5月1日付）に伴い、一部字句の修正等を行うものです。

以上

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.nric.co.jp>